

宮城県公報

行 政
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	二
○認証食品の認証	(食産業振興課)	二
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	三
○道路の区域変更(四件)	(道路課)	三
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	五
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	五
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	五
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	六
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	六
○没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則		六
○宮城県公報第二七二〇号(平成二十七年十一月二十日付け)中		七

告 示

○宮城県告示第千四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護老人保健施設庭の里	大崎市古川江合本町二丁目二番五号	社会福祉法人千宏会	大崎市古川江合本町二丁目二番五号	平成二十七年九月八日

二 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
カメイ調剤薬局石巻店	石巻市わかば二丁目十二-一	カメイ株式会社	仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号	平成二十七年九月一日

三 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護老人保健施設庭の里	大崎市古川江合本町二丁目二番五号	社会福祉法人千宏会	大崎市古川江合本町二丁目二番五号	平成二十七年九月八日

四 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
カメイ調剤薬局石巻店	石巻市わかば二丁目十二-一	カメイ株式会社	仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号	平成二十七年九月一日

○宮城県告示第千四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
グループホーム桜花	栗原市若柳字川北南砂押四十五	有限会社誠愛会	認知症対応型共同生活介護	平成二十七年八月三十一日

○宮城県告示第千四十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品

を次のとおり認証した。

平成二十七年十二月四日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証 番号	品 目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋号	製造所等の所在地
二百	ずんだ餅	佐々木みさ子	佐々木屋	五 遠田郡涌谷町涌谷字上町二十

二 認証年月日

平成二十七年十一月二十日

○宮城県告示第千四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

亙理郡山元町坂元字浜一の四三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

海岸保全施設及び道路用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

亙理郡山元町坂元字浜一の四三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

海岸保全施設及び道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定

定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 泊崎半島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
前	後	前A	後A	前	後	前	後	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
七・一・八	七・一・八	七・一・八	七・一・八	一七五・〇	一七五・〇	一七五・〇	一七五・〇	
七・一・八	七・一・八	七・一・八	七・一・八	一七五・〇	一七五・〇	一七五・〇	一七五・〇	
一〇・二・一	一〇・二・一	一〇・二・一	一〇・二・一	一八〇・〇	一八〇・〇	一八〇・〇	一八〇・〇	

○宮城県告示第千四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本吉室根線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
前	後	前	後	前	後	前	後
一一・五・九	一一・五・九	一一・五・九	一一・五・九	一一五・三	一一五・三	一一五・三	一一五・三
一一・五・九	一一・五・九	一一・五・九	一一・五・九	一一五・三	一一五・三	一一五・三	一一五・三
一九・八・三	一九・八・三	一九・八・三	一九・八・三	一八〇・〇	一八〇・〇	一八〇・〇	一八〇・〇

○宮城県告示第千五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
前	後	前	後	前	後	前	後
一一・〇・一	一一・〇・一	一一・〇・一	一一・〇・一	一〇六・四	一〇六・四	一〇六・四	一〇六・四
一一・〇・一	一一・〇・一	一一・〇・一	一一・〇・一	一〇六・四	一〇六・四	一〇六・四	一〇六・四
一一・三・〇	一一・三・〇	一一・三・〇	一一・三・〇	一〇六・四	一〇六・四	一〇六・四	一〇六・四

○宮城県告示第千五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四六号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
前	後	前	後	前	後	前	後
一三・五・〇	一三・五・〇	一三・五・〇	一三・五・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇
一三・五・〇	一三・五・〇	一三・五・〇	一三・五・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇
一六・〇・〇	一六・〇・〇	一六・〇・〇	一六・〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇

○宮城県告示第十五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項に関する事	縦覧場所
東沼田沢	土石流	黒川郡大衡村大瓜字東沼田、字達居	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
東沼田の4	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大瓜字東沼田、字藤ノ沢		
北石崎の2	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大瓜字北石崎		
長原	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大衡字長原		
塩浪の2	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大衡字塩浪、字松本、字薬師浦		
東沼田の5	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大瓜字東沼田		
東沼田の1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大瓜字東沼田		
南新田	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大瓜字東石崎、字南新田		
東石崎の1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大瓜字東石崎		
株田の4	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大衡字株田		
株田の5	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大衡字株田		
鹿前の2	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大瓜字鹿前		
株田の6	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大衡字長原、字株田		
東沢	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大瓜字東沢		

中山の3	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大瓜字中山	
中山の4	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大瓜字中山	
小沓	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大衡字小沓	
蒲切沢	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大瓜字中山、字権現	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第十五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
沼田沢	土石流	黒川郡大衡村大瓜字沼田、字達居	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第十五十四号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画下水道
- 2 名称 多賀城市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第千五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

松島町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

松島町公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年二月二十六日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

昭和六十年宮城県告示第百八十七号、昭和六十三年宮城県告示第百七十七号、平成三年宮城県告示第百七十六号、平成九年宮城県告示第百六十号、平成十一年宮城県告示第百九十四号、平成十八年宮城県告示第百二十九号、平成二十五年宮城県告示第百二十七号及び平成二十七年宮城県告示第百四十五号の事業に松島町松島字町内を加える。

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 塩竈市錦町三番十三の一部、三番四十五、三番

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

十三地先の道の一部

塩竈市

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

名取市飯野坂二丁目三百一番一、三百二番一、三百三番一、三百四番一、三百二十九番一、三百三十番、三百三十一番、三百三十二番、三百三十三番、三百三十四番、三百三十五番一、三百三十六番一、三百三十七番一、四百三十七番、四百三十八番、四百三十九番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

大阪市中央区今橋二丁目五番八号
アーク不動産株式会社

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第12号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月4日

宮城県公安委員長 猪俣 好正

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則
没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成4年宮城県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「麻薬特例法」という。」を削り、第19条第3項の次に「、不正競争防止法(平成5年法律第47号)第35条第3項」を加え、「。以下「組織的犯罪処罰法」という。」を削る。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第二七二〇号
(平成二十七年十一月二十日付け) 中

ページ

二段

行
後ろか
ら八

石巻市長が管理を行う

正

宮城県知事が管理を行う

誤